第三十九条の百二十六の四第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第三十九条の百十二第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項」を「第三十九条の百十二第十三項から第十九項まで、第二十一項及び第二十二項」に、「、第九項及び第二十一項から第二十六項まで」を「から第十五項まで及び第二十七項から第三十二項まで」に改め、「第三十九条の百十二第十三項中」の下に「同条第七項第二号」とあるのは「法第六十八条の百七の二第四項第二号」と、「同条第一項」とあるのは「法第六十八条の百七の二第一項」と、同条第十五項中「の支払を受ける」とあるのは「とした額が当該特定無形資産国外関連取引につき同項本文の規定を適用したならば法第六十八条の百七の二第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該連結法人の各連結事業年度の法人税法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額の計算上当該特定無形資産国外関連取引に係る収益の額が過大となる」と、「を支払う」とあるのは「とした額が当該独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該連結法人の各連結事業年度の当該連結国外所得金額の計算上当該特定無形資産国外関連取引に係る法第六十八条の百七の二第一項に規定する損失等の額が過少となる」と、同項各号中「同条第一項」とあるのは「法第六十八条の百七の二第一項」と、「対価の額」とあるのは「対価の額とした額」と、同条第十七項中「につき」とあるのは「とした額につき」と、「の支払を受ける」とあるのは「とした額が当該特定無形資産国外関連取引につき同条第八項本文の規定を適用したならば法第六十八条の百七の二第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該連結法人の各連結事業年度の法人税法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額の計算上当該特定無形資産国外関連取引に係る収益の額が過大となる」と、「を支払う」とあるのは「とした額が当該独立企業間価格とみなされる金額と異なることにより当該連結国外所得金額の計算上当該特定無形資産国外関連取引に係る法第六十八条の百七の二第一項に規定する損失等の額が過少となる」と、同条第十九項中「を加え、「第五号」を「第六号」に、「同条第十六項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第三十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十八条の百七の二第四項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の資産（次に掲げる資産以外の資産に限る。）で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合にその対価の額とされるべき額があるものとする。

一　有形資産（次号に掲げるものを除く。）

二　現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産

第三十九条の百二十七第一項第三号中「（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）」を削る。

第三十九条の百二十八第二項及び第四項中「ある外国法人」の下に「のうちいずれか一の外国法人」を加え、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改める。

第三十九条の百三十一に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第六十九条第五項又は第七十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五又は第六十八条の四十三の二の規定

第四十条の二第一項中「第六項及び第十六項」を「第七項及び第十九項」に改め、同条第二項第一号中「（平成九年法律第百二十三号）」を削り、同号イ中「（昭和三十八年法律第百二十三号）」を削り、同号ハ中「（平成十三年法律第二十六号）」を削り、同項第二号中「（平成十七年法律第百二十三号）」を削り、同条第五項中「特例対象宅地等（以下この項）の下に「、次項」を加え、「第二十項」を「第二十四項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項ただし書中「並びに法」を「、法」に、「の全て」を「並びに法第七十条の六の十第二項第一号に規定する特定事業用資産のうち同号イに掲げるもの（法第七十条の六の九第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた法第七十条の六の八第一項に規定する特例受贈事業用資産のうち同条第二項第一号イに掲げるものを含む。以下この項において「猶予対象宅地等」という。）の全て」に改め、同項第三号中「又は当該」を「、当該」に、「を取得した」を「又は当該猶予対象宅地等を取得した」に改め、同条第二十三項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「第四十条の二第二十項」を「第四十条の二第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「第四十条の二第二十項」を「第四十条の二第二十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「貸付事業の」を「貸付事業（次項において「貸付事業」という。）の」に、「次項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　第九項の規定は、被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等について準用する。この場合において、同項中「第六十九条の四第三項第一号」とあるのは、「第六十九条の四第三項第四号」と読み替えるものとする。

第四十条の二第十五項を同条第十八項とし、同条第七項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　法第六十九条の四第三項第一号に規定する政令で定める規模以上の事業は、同号に規定する新たに事業の用に供された宅地等の相続の開始の時における価額に対する当該事業の用に供されていた次に掲げる資産（当該資産のうちに当該事業の用以外の用に供されていた部分がある場合には、当該事業の用に供されていた部分に限る。）のうち同条第一項に規定する被相続人等が有していたものの当該相続の開始の時における価額の合計額の割合が百分の十五以上である場合における当該事業とする。

一　当該宅地等の上に存する建物（その附属設備を含む。）又は構築物

二　所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産で当該宅地等の上で行われる当該事業に係る業務の用に供されていたもの（前号に掲げるものを除く。）

9　被相続人が相続開始前三年以内に開始した相続又はその相続に係る遺贈により法第六十九条の四第三項第一号に規定する事業の用に供されていた宅地等を取得し、かつ、その取得の日以後当該宅地等を引き続き同号に規定する事業の用に供していた場合における当該宅地等は、同号の新たに事業の用に供された宅地等に該当しないものとする。

第四十条の二第五項の次に次の一項を加える。

6　法第六十九条の四第一項の規定の適用を受けるものとしてその全部又は一部の選択をしようとする特例対象宅地等が配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される宅地等又は当該宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利の全部又は一部である場合には、当該特例対象宅地等の面積は、当該面積に、それぞれ当該敷地の用に供される宅地等の価額又は当該権利の価額がこれらの価額の合計額のうちに占める割合を乗じて得た面積であるものとみなして、同項の規定を適用する。

第四十条の二の二第一項第一号ハ中「又は法」を「、法」に、「）を」を「）又は前条第五項に規定する猶予対象宅地等（次号ハ及び次項において「猶予対象宅地等」という。）を」に改め、同項第二号ハ中「又は当該」を「、当該」に、「を取得した」を「又は当該猶予対象宅地等を取得した」に改め、同条第二項中「並びに特例対象宅地等」を「、特例対象宅地等並びに猶予対象宅地等」に改め、同条第三項第二号中「第十五項及び第十七項」を「第十六項及び第十八項」に改め、同条第六項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中